

公開質問状

○○○市教育委員会様

えひめ教科書裁判を支える会

〒○○○一○○○○

今治市○○○○

2011年 5月27日

〈3・11〉大地震・原発大事故後の日本社会と社会科教科書採択について

御存知のように、〈3・11〉東日本大地震・大津波と東京電力福島原発の大事故によって、東北地方に住む人びとを中心に、多数の人々が凄まじい被害を蒙り、その影響と衝撃は、日本社会全体を、まさに広く深く激震させています。

いま私たちは、この巨大な被害からの救済・復興の課題とともに、この目前の現実を見据え、教訓としつつ、〈3・11〉後の新たな日本社会の在り方を模索・論議し、構想・構築していくかなければならないという、もう一つの重要な課題の前に立たされています。

その作業は様々な分野に及ぶと思いますが、日本社会の立ち直り一建て直しを長い射程で展望していくとき、まさにこれから日本の社会を担っていく若い世代—子ども達が、各学校においてどのような、〈社会についての学習・教育〉—社会科教科教育を受けるかが、とても重要な意味を持ってくるのだということに、私たちは思い到ります。

ところで、折りしも今年は、来春の新年度から4年間にわたって中学校で使用されることとなる各科の教科書を、各分野の先生、選定審議会(採択委員会)、教育委員会等の調査・審議を経て決める一採択する重要な年に当たっています。

しかし、これらの採択対象教科書は〈3・11〉以前の状況のなかで、各社等による教科書の制作と、文科省による検定作業とが行われています。そのため、今後、各教科書会社等と文科省の間において、「正誤訂正の手続き」等の利用によって、何らかの修正が行われる可能性も考えられますが、〈3・11〉後に初めて行われることになる今回の教科書採択そのものが、これまで以上に重要な位置を占めてくることは間違いたりません。

それは、基本的に〈3・11〉以前に作られ、検定を経た教科書を、〈3・11〉後に、各採択当事者が比較・検討、選定・採択を行うという状況が生じていることによって、これまで以上に、採択当事者の認識力・判断力、そして自主・自立性といったものが強く問われ、要請されているからです。

そこで、上記のような、〈日本社会の現在の状況と、これから在るべき形〉を、各担当者らがどのように捉えて、それを今後の社会科教科教育にどのように活かし、反映させる予定なのか、直接的には、今年の教科書採択にあたっての視点—「観点」「調査項目」等に、自らの新たな認識をどのように導入していく予定なのか、お伺いしたいと思います。〈3・11〉後の日本社会における上記のような課題と以下のような具体的問題・論点

への向き合いは、学校教育現場・教育委員会にとって決して避けては通れないことであり、私たち市民・住民もまた、主体的に関わっていくべき権利を有し、かつ責務を負っているからであります。

本来、教科書の選定および選定にあたっての「調査項目」・「観点」の設定は、学校教育現場において先生らを中心に行うべきものですが、現状としては、各教育委員会において決めているようですので、県内の各教育委員会に対して、この〈公開質問状〉を提出することと致します。

なお、教科書採択過程は、教育の主権者である住民・市民に、本来、公開されるべき性格のものであるゆえ、〈質問〉への各回答は、その集約後、報道機関等、広く市民社会に公表することと致します。

一、今回の東日本大地震と東京電力福島原発大事故を受けた、いわゆる〈3・11〉後の日本社会の状況・現実は、〈3・11〉以前と大きく変わりました。

それは、現在の子ども達とともに私たち大人がめざすべき〈これからの中の日本社会の在り方・構想〉にも、大きな影響を与えるを得ない状況にあります。このことは、当然ながら、子ども達が、この新たな状況のなかで、どのような社会科教育を受けるか、受けることができるか、そして教育関係者を中心とする私たち大人が、どのような社会科教育を用意できるかという問題に直結することがあります。

そこでおたずねしたいのですが、上記のような状況の中で今後4年間の中学生用社会科教科書を比較・検討、選定・採択するにあたって、これまでとは違う新たな視点—「観点」・「調査項目」等の導入を必要と考えていますか？

(ア、必要と考えている

イ、必要と考えていない)

- ア、と答えられた場合は、それはどのような点・内容においてか、お答えください。
- イ、と答えられた場合は、「必要と考えていない」理由をお答えください。

二、以下は、いわゆる〈3・11〉後の状況のなかで、私たちが新たに必要と考える観点—「観点」「調査項目」等について、具体的におたずねします。

(1)ご存知のように、今回の東京電力福島原発における巨大事故と、計り知れない大被害の圧倒的現実は、これまで政府・電力会社・学者・メディアが主張・宣伝して来ていた「安全神話」を完全に崩壊させました。

原子力発電に関しては、これまで地理・公民等の社会科教科書においても、その危険性に関する記述・表現を弱め、安全なイメージを強める方向で、文科省が教科書会社の記述を訂正させて来た経緯があります。[資料1～2、6 参照]。

この点も合わせて考えると、各地の採択当事者は〈教育における住民主権・地方自治〉の立場をより強く自覚して、原発・エネルギー問題に関する各社の記述を、より自立的・主体的に比較・検討する責務があると思います。そして、東京電力福島原

発巨大事故以前に作られ、しかも上記のような文科省の立場で検定を受けた後の教科書であっても、相対的により適切な記述の教科書を選定し、さらに各学校現場において、〈現実〉を伝えるためのさまざまな形でのフォローが必要であると考えます。

そこでおたずねします。

今回、公民・地理教科書の比較・検討、選定・採択において、上記のような原発・エネルギー問題との関係で、新たな視点一「観点」「調査項目」等の導入を予定しているでしょうか？

(ア、導入を予定している イ、導入を予定していない)

- ア、と答えられた場合は、どのような〈視点〉の導入を予定しているかお答えください。
- イ、と答えられた場合は、「導入を予定していない」理由をお答えください。

(2)いま、マスメディアを中心に、「日本の復興」が語られ、「がんばろう日本」「日本の誇り」「日本は強い国」等のスローガンが、とてもナショナルな情緒とスタンスの中で繰り返し流されています。

しかし私たちが留意しなければならないことは、これら「日本の復興」一国とか全体的なものの復興の陰で、そこから取り残され、置き去りにされてしまう人々・地域を決して出さないことだと思います。被災した、かけがえのない個人ひとりひとりと、その個人のつながりである〈地域〉、自治体等の救済・復興こそが最優先される社会をこそ、私たちはめざさなければならないと考えます。

そのためには、国家とか、「日本」とかいう全体的なものの価値よりも、ひとりひとりの個人と、その個人個人のつながり・共生・社会的連帶といったものの価値が尊重される社会が形成されなければなりません。

ここにおいては、現憲法における「個人の尊重・幸福追求権」(第13条)、「生存権」(第25条)、「地方自治」等々の理念・価値観の存在と実現が、きわめて重要な意味を帯びてきます。

一つの社会を形成、維持、運営するにあたって、どのような価値観・理念を、その基底に据えるか、どのような価値観・理念を尊重し、重要視する社会を私たちが築いていくかといった問題は、学校での社会科教育、とりわけ「公民」科目の学習の重要な中心に位置しているものだと思います。日本国憲法についての学習が、「公民」科目の中心に位置している理由も、このことにあると考えます。

また、歴史を記述し、学習していくときの〈視点〉と〈立ち位置〉をどこにおくか一國家・支配層におくか、市民・民衆におくか一ということとの関係で、これら上記の問題は、歴史をどう学ぶかということとも深く関係しています。

以上、〈3・11〉後の日本社会の在り方を考え、構想していくことと、社会科の学習をどうしていくかといったこととは深くつながっていますが、このような新たな状況・現実のなかで、各社公民・歴史教科書を比較・検討、選定・採択していくにあたって、これまでとは違う視点一「観点」「調査項目」等の導入を予定していますか？

(ア、導入を予定している

イ、導入を予定していない)

- ア、と答えられた場合は、どのような〈視点〉の導入を予定しているかお答えください。
- イ、と答えられた場合は、「導入を予定していない」理由をお答えください。

(3) 今回の東日本大震災においては、隣国の韓国・中国はじめ世界中の国々・人々から、暖かく大きな支援と連帯の手が差し伸べられました。今後の日本社会の復興も、こうした他国・他民族の人びとの支援と連帯の中でこそ可能です。

アジアをはじめとする世界の国々・人々と支援し合い、理解し合って、共に生きていく形でしか、日本に住む私たちもまた生きていけないことを、〈3・11〉後の現在、日本の多くの人たちが痛感していることだと思います。

日本と世界の国々・人々とが相互理解・相互支援しながら、世界的レベルでの〈共生〉の関係を築いていくことに向けて日本が努力していくことは、〈3・11〉後の日本にとっての必須の課題であると言えます。

しかしながら、いままでの社会科教科書、とりわけ歴史教科書においては、ともすれば日本側のみの視点から自己中心的な歴史記述を行って、隣国の韓国や中国の政府・人びとから強い抗議と怒りの声を受けることが少なくありませんでした。

実は国レベルでは、この問題について、すでに以下のような「官房長官談話」が出されています。

日本政府及び日本国民は、過去において、わが国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを2度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んできた。

[略]

今日、韓国中国等より、こうした点に関する我が国教科書の記述について批判が寄せられている。我が国としては、アジアの近隣諸国との友好、親善を進めうえでこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する。

[略]

(歴史教科書についての宮沢官房長官談話/1982年8月26日 資料3)

そして、この「談話」を受けて、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という新たな検定基準—「近隣諸国条項」が設けられました。[資料4~5参照]

しかし、とりわけ、扶桑社版教科書が検定申請された2000年度以降の検定において、この「近隣諸国条項」がないがしろにされてきたという現実があります。

〈3・11〉を受けての、在るべき日本とアジアの関係、そして上記のような文科省における「近隣諸国条項」の無視・軽視を考えれば、すべて国の検定を通った教科書であると言っても、採択当事者が主体的、自立的に各教科書を比較・検討する責務と必要性があると私たちは考えます。

そこでおたずねします。

このような状況・現実の中、各社の歴史・公民・地理教科書を比較・検討、選定・採択するにあたって、日本中心の独善的、ひとりよがりな記述になっていないか、他

国・他民族の視点・立場を考慮している記述となっているかどうか等々の新たな視点一「観点」「調査項目」等を導入する予定はありますか？

(ア、導入を予定している イ、導入を予定していない)

- ア、と答えられた場合は、具体的にどのような〈視点〉の導入を予定しているかお答えください。
- イ、と答えられた場合は、「導入を予定していない」理由をお答えください。

以上

添付資料

資料1	『教科書がねらわれている』130P	あゆみ出版
資料2	『教科書がねらわれている』112～121P	あゆみ出版
資料3	歴史教科書についての宮沢官房長官談話	
資料4	『毎日新聞』1982年11月2日	
資料5	『朝日新聞』1982年11月24日	
資料6	週刊『金曜日』847号 2011年5月20日	